

# 東京農工大学教職員組合

## 青年部規約

第 1 条 本部は東京農工大学教職員組合小金井支部青年部と称する。

第 2 条 本部は東京農工大学教職員組合小金井支部員であつて、35才以下の男子及び女子を以って組織する。

第 3 条 本部は組合の精神に則り若人の自主性に基つき、健全な人間性を高めることを目的とする。

第 4 条 前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 文化的諸事業
- (2) 部員の厚生および親睦のための諸事業
- (3) 機関誌「若人」の発行
- (4) その他、本部の目的達成に必要なこと。

第 5 条 本部は左記の役員をおく。青年部長、会計及び連絡員は役員の中から互選する。

青年部長 1 名 会 計 1 名  
連 絡 員 1 名 委 員 若干名

第 6 条 青年部長は本部を統括する。連絡員は小金井支部執行委員会との連絡を行う。

第 7 条 役員の任期は一年とする。(10月から翌年9月)

第 8 条 役員は全部員の中から選出される。但し、再任の場合は辞退することができる。

第 9 条 役員は役員会を構成し、第 4 条の目的達成のために必要な事業の計画および立案を行い、総会または世論調査等の決議を経て、これを執行しなければならない。なお、役員会は役員の過半数の出席を以って成立する。

第 10 条 役員会は必要に応じて会合を行い、本部の活動その他について検討しなければならない。

第 11 条 本部は必要に応じ各部を設置しその活動にあたる。

第 12 条 総会は全部員によって構成され、毎年9月に青年部長が召集する。役員会又は部員の3分の1以上の要求があるときは、青年部長が臨時に召集することができる。

第 13 条 総会は次のことを決める。

本部規約の決定ならびに改正  
本部の所事業  
決算の承認  
その他必要事項

第 14 条 総会の成立は部員の過半数とする。但し、委任状はこれを認める。総会の議決は出席人員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第 15 条 第 2 条に規定する 36 才になった者は、その年の総会をもって退部しなければならない。

第 16 条 本部に名誉部員を置くことができる。名誉部員は 15 条の退部者で、部活動に著しく貢献した者で役員会の推薦により総会で決定する。名誉部員は第 4 条の事業に参加することができる。

1960年 7月 15日 一部改正

1961年 12月 16日 一部改正

1962年 3月 3日 一部改正

1963年 2月 23日 一部改正

1965年 12月 18日 一部改正

1966年 12月 24日 一部改正

1969年 12月 20日 一部改正

1970年 12月 19日 一部改正

1972年 2月 16日 一部改正

1974年 3月 27日 一部改正

1976年 2月 18日 一部改正

1981年 12月 18日 一部改正

1983年 2月 10日 一部改正

1988年 1月 13日 一部改正

2007年 12月 4日 一部改正